

令和2年2月20日

長岡京市議会  
議長 田村 直義 様

長岡京市議会議員政策研究会  
性の多様性社会研究分科会  
会長 富田 達也

### 行政視察の実施について（報告）

先般実施しました当分科会の行政視察について、所感を添え下記のとおり報告します。

#### 記

1. 日 時 令和2年1月30日（木）午後1時45分～午後3時15分

2. 視 察 先 大阪府大阪市

3. 視 察 者

◎分科会会長	○分科会副会長
◎富田 達也	○小原 明大
西條 利洋	小野 洋史
宮小路 康文	住田 初恵
白石 多津子	寺嶋 智美
浜野 利夫	石井 啓子

4. 視察内容（詳細については別紙のとおり）

LGBT支援について

- (1) 市民アンケートについて
- (2) リーディングカンパニー認証制度について
- (3) パートナーシップ宣言に関することについて
- (4) 職員へのLGBT研修の実施状況等について
- (5) 行政の役割と今後の課題等について
- (6) 淀川区のLGBT支援宣言にいたった経緯や経過について

5. 所 感 別紙のとおり

## 大阪府大阪市

### 視察内容

#### 1. 市民アンケート

大阪市民の生活実態を調査し、大阪市における実際の性的マイノリティの人口割合および、その生活実態の把握を行った。また、性的マイノリティが生活上困難とされていることを把握することで、啓発、支援の施策展開における基礎データを得る目的で取り組まれた。

調査主体：「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム（大阪市は協力）

調査対象：大阪市在住の18～59歳の15,000人

有効回答数：4,285人（有効回収率28.6%）

- ・レズビアン・ゲイ・同性愛者：31人（0.7%）
- ・バイセクシュアル・両性愛者：62人（1.4%）
- ・トランスジェンダー・自認する性別が出生時とは別の性別またはその他：32人（0.7%）
- ・アセクシュアル・無性愛者：33人（0.8%）
- ・決めたくない・決めていない：222人（5.2%）

#### 2. LGBTリーディングカンパニー認証制度

開始日：平成31年1月～

対象：大阪市内の事業所・事業者

認証基準：①商品又は役務を提供する取組基準②雇用主としての取組基準③その他の取組基準

認証基準に適合する取組数で3段階評価を実施

有効期間：3年。更新可能

認証事業所数：16団体（札幌市のフレンドリー企業は約40団体）

#### 3. パートナーシップ宣誓証明制度

開始日：平成30年7月

交付数：170組

内容：互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約したパートナーシップ関係であることを宣誓し、大阪市として公的に証明する制度

特徴：①どちらかが性的マイノリティであれば宣誓可能②どちらかが市民または市内転入予定であれば可能③受領証はカードサイズ④宣誓書の副本または写しを交付

#### 4. 職員へのLGBT研修の実施状況等

平成29年3月 LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での手引を作成

平成31年3月 大阪市性の多様性尊重大賞を実施（学校や市内団体を対象）

その他：職員の休暇制度も柔軟に対応

委託先・指定管理者にも研修を拡大

課長代理級以上の役職は必ずLGBT研修を受講

職員へのアンケート実施により効果を確認

全職員を対象としたe-ラーニングを実施

### 所感

性的マイノリティに対する取り組みを数多く打ち出している大阪市への視察は非常に勉強になると共に、委員にも大きな刺激となった。パートナーシ

ップについては条例制定ではなく、迅速に対応できる宣誓証明制度という制度での対応を行っており、あくまでも条例制定ありきではなく実態に即した取り組みを行う大阪市の姿勢を垣間見る事ができた。誤解を招くかもしれないが、担当者の説明を聞いていると、あくまで淡々と業務をこなしている感を受けたが、裏を返せば性的マイノリティへの取り組みは大阪市では当たり前であり、それだけ今まで取り組んできた証であると感じた。しかし、やはり制度があったとしても民間への啓発・普及はまだまだ浸透しておらず、パートナーシップにおいても民間企業や民間病院等では理解を得られていない所も多いと聞いた。性的マイノリティへの支援は人権課題への支援であり、社会の大きな波を作っていかなければそれらの情報に触れていない多くの人に伝わるものではないと改めて認識させられるものだった。また、リーディングカンパニー制度は市内事業者の認識を高く持ってもらうための施策として有効であると感じたが、その認証の効果をより発揮できる環境整備も同時に必要であると感じた。その環境整備が今後の認証事業者増加へのカギとなるのではないだろうか。

性的マイノリティへの支援は人権課題への支援であり、本市はその点についてまだまだ検討しなければならない状況である。『人権課題』という大きな枠で取り組んでいくと共に、きめ細かい施策が求められているのではないだろうか。そのような中で本市の執行部だけではなく議会としても『性の多様性社会』を検討していく事ができる機会を得られたことは、本市として一歩前進している証ではないだろうか。この歩みをより速く進めるために、大阪市の取り組みだけではなく、全国の取り組みを今後も研究し続け、本市にベストな取り組みを議会として模索していくことが今求められていると思う。